

上越市移住定住応援住宅取得費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

上越市長 中川 幹太

上越市規則第28号

上越市移住定住応援住宅取得費補助金交付規則の一部を改正する規則

上越市移住定住応援住宅取得費補助金交付規則（令和3年上越市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(3) 申請日前に本市に転入し、転入した日から3年以内に中古住宅の取得をした者

第6条第3項中「補助対象者で、」を「補助対象者（購入する中古住宅が戸建て住宅の場合に限る。）で、上越市立地適正化計画の居住誘導区域への」に改め、「」又は」の次に「同区域への」を加え、同項第3号及び第4号並びに同条第4項を削り、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号及び第2号中「100万円」を「110万円」に改め、同項第3号中「110万円」を「120万円」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第7条第2項中「、転入後」を「転入日から起算して6月以内に、同項第3号に該当する補助対象者にあつては中古住宅の取得日から起算して」に改める。

第13条第2項及び第14条第2項中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第2号及び第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条、第7条、第13条及び第14条の規定は、この規則の施行の日以後に中古住宅の取得をする者に適用し、同日前に中古住宅の取得をした者については、なお従前の例による。

3 改正後の第6条の規定は、この規則の施行の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。